

第一回「専門社会調査士(移行措置)」資格認定結果についてのご報告

資格認定委員会委員長

杉山明子

2004/9/21

2004年7月10日締め切りで募集しておりました「専門社会調査士(移行措置)」に申請していただきありがとうございました(下記資料参照)。全体で335名(教員200名・実務者28名・院生(助手・非常勤を含む)107名)の方から申請がありました。

このたび、資格認定委員会での審査を終了し、その結果が9月9日の理事会において承認されましたので、これまでの認定経過と認定方法についてご報告いたします。

1. 資格認定委員会では、まず提出していただいた申請書類を詳細に検討することによって審査基準案を各委員が作成し、8月7日の資格認定委員会で大筋の認定方針を決定いたしました。そこで確認された認定方針は次の3点でした。

申請書の内容が異なることを考慮し、教員・実務者・院生(助手・非常勤講師を含む)の3つのグループに分けて、審査基準を作成していくこと

提出論文(実務者の場合調査実績証明書および成果物で代替する場合あり)・調査教育歴・調査実施歴・提出論文以外の研究業績の4つの観点で審査をおこない、それらの総合評価によって認定を実施する(提出論文は特に重視する)

正規の専門社会調査士基準(H.調査企画・設計に関する演習(実習)科目、I.多変量解析に関する演習(実習)科目、J.質的調査法に関する演習(実習)科目)の3科目を単位習得し、修士論文の審査をおこなう)よりも、厳しい基準で認定をおこなう

2. この認定方針を基に、3つのグループに分かれて、提出書類と提出論文を詳細に検討しながら、細かい評価項目を作成しました。それぞれのグループ毎に評価項目として位置づけられたのは以下の項目でした。

[院生]

- (1) 提出研究論文の評価項目
レフェリー付の学術雑誌論文・著書(単著・共著)・博士論文・科研費報告書
その他の論文で、社会調査の内容が特に優れているもの
- (2) 調査教育歴の評価項目(この項目は必ずしも認定の必要条件にはなっておりません)
常勤または非常勤(TAは除く)で、調査士認定科目または調査関連科目の教育歴があること
- (3) 調査実施歴の評価項目
科研費等の社会調査プロジェクトに参加し報告書を作成したことがあること・スタッフとしての参加経験あること
- (4) 研究業績の評価項目
提出論文以外でレフェリー付の学術雑誌論文・著書(単著・共著)・博士論文・科研費報告書があること

[実務者](院生基準と異なる点)

- (1) 提出研究論文の評価項目
院生基準に加え調査研究誌・論文も評価項目に加える
- (3) 調査実施歴の評価項目
院生基準に加え調査経験年数も評価項目とする

[教員]

院生基準に準拠するが、提出論文・調査教育歴・調査実施歴・研究業績で特に優れた実績がある場合には認定対象とする

以上の評価項目を勘案し、提出論文を審査することによりグループ別の認定原案を作成しました。(審査過程で、論文の再提出を求めた場合もありました)

3. 9月8日の資格認定委員会で、それぞれのグループ原案間の評価基準の調整をおこなうとともに、申請者の合否を全委員で審査し、資格認定委員会原案を決定し、その原案が9月9日の理事会で承認されました。

理事会承認された「専門社会調査士」認定者の内訳は以下のとおりです。(認定者数/申請者数)

教員	196/200
実務者	23/28
院生等	82/107 (非常勤 23/24・助手 10/12・院生 49/71)
合計	301/335

また理事会では、今回不合格とした申請者について、初年度の特例として来年度に限り認定審査手数料を免除することが決定されました。

今回不合格となった申請者の方は、本文書2.で示されている評価項目のいずれかを来年度までに補い、再度申請していただけますようお願いいたします。

以上のような認定方針と認定経過のもとに第1回「専門社会調査士(移行措置)」の資格認定作業を終了しました。

以上

資料：専門社会調査士(特別移行措置)の要件とは (2004年6月23日付ホームページ記載文書)

資格申請要件

- 1) 2005年4月の時点で、すでに修士課程を修了もしくは、それと同様の能力を有していること
 - * 修士課程の専門分野は特に限定しないものとする
 - * 修士課程を修了していない場合、原則、調査実務を三年以上担当した経験を有するものとする
 - * 修士課程終了と同様の能力とは、申請者の研究論文や実証的な調査研究(調査実績等)から総合的に判断するものとする
- 2) 研究論文をすでに発表していること
 - * 研究論文は、基本的に、調査研究に関連する既発表の著書又は学術論文とする(量的質的の別を問わず、社会調査の結果を用いた論文もしくは社会調査に関連する論文であること)
 - ・ 研究論文が共著で、執筆箇所が明示されていない場合は、筆頭箇所を明確にし、筆頭執筆者に承認(署名捺印)を受けることとする

* 社会調査実務者は、研究論文以外の成果物の提出をもって、研究論文の代わりとすることができる（ただしこの場合に限り、成果物に併せて「調査実績証明書（様式14）」の提出を求めることとする）

- ・ 「調査実績証明書(様式14)」には、申請者がこれまで携わってきた調査プロジェクトの詳細を可能な限り説明し、内容証明可能な人物の署名捺印を必要とする

3) 実証的な調査研究にたずさわった経験を有すること

* 実証的な調査経験は、「履歴書（様式13）」の、調査教育歴・社会調査実施歴・研究業績欄に記入された内容を総合的に判断する

- ・ 調査教育歴には、これまでに申請者が担当した社会調査関連科目の履歴を記入すること
- ・ 社会調査実施歴には、これまで申請者が実施あるいは参加した社会調査プロジェクト名・調査主体・内容および役割を記入すること
- ・ 研究業績には、これまでに発表した社会調査に関連する著書・学术论文等を記入すること

必要提出書類

- 1) 専門社会調査士認定申請書（様式12）
- 2) 履歴書（学歴・職歴・調査教育歴・社会調査実施歴・研究業績）（様式13）
- 3) 研究論文（コピーも可）1点、又は成果物と調査実績証明書（様式14）
- 4) 修士終了証明書（修士終了後5年未満の方のみ）